

うのは原子力平和利用への担保である、こういうふうに考えられておるわけでございます。核の情報の公開という問題が、最近では核拡散やあるいは核ジャックなどの危険をもたらすんではないか、こういう考え方も出てきておるんじゃないかなと思つてます。

そこで、今回の法案が民間企業による再処理事業ということでおざいますので、ここに一つ大きな問題が出てくるんではないか。企業秘密の面から公開の原則を踏み外すようなことがありはしないか、こういうことが考えられるわけでございまさが、この点について平和利用への担保という観点から総理は今後どういうふうな指導をされるのか、その点について御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 公開の原則は、自主の原則、民主の原則と並びまして原子力基本法に定められておる大原則でありますことは、御指摘のとおり心得ております。この大原則は官民を問はず、原子力開発利用に係るすべての者が順守すべきものであると思っております。政府としては、再処理事業が民営となりましても、企業秘密の名のもとにいたずらに公開を拒むということのないよう十分指導してまいります。政府が順守すべきものであると思っております。

○吉田正雄君 ただいま議題となつてます使用済み燃料の再処理によって得られるプルトニウムと燃え残りの濃縮ウランの回収と再利用は、エネルギー危機の解決に役立つどころか、多くの未解決の問題を抱え、今日人類が背負つておる核の十字架に、さらに商業面から新たな十字架を背負わんとするきわめて重大な選択を国民に迫るものであります。それだけに、軽々に結論を下し、悔いを後世に残すことがあつてはならないのであります。私は、本法案に反対する立場から主要な問題点を指摘し、大平総理の見解をお尋ねいたします。

第一点は、今日のエネルギー危機をもたらしている主要な原因についてであります。

危機の原因を中東の政治情勢やOPECの政策

に置きかえるのは基本的には譲りであることをまず申し述べなければなりません。石油を初めとする化石燃料は有限であり、それだけに人類共有の資源、財産として有効に利用されなければなりません。仮にも一部特定の国家や一時代の人類によつてこれが消費し尽くされることは許されることであります。

特に西側先進諸国が産油国の安価な石油を大量に消費することによって今日の経済的繁栄を築いてきたのに對し、産油国、開発途上国がその犠牲になつてゐるとの批判が出てくるのは当然であります。しかるにOPECが原油の価格を引き上げ、産油量抑制を行うことがエネルギー危機をつくり出していると大騒ぎをし、産油諸国のこれらの措置を逆に非難するような西側先進諸国のかたまります。

○国務大臣(大平正芳君) 人類がエネルギーを、長く安定した石油の廉価な供給の上に安住してまいりましては、その秩序が破られたからこれは産油国の方が悪いなどと私は考えておりません。そういう状況がいつまでも続くといふような観点から、いま吉田さんが御指摘のように、石油代替エネルギーあるいは新エネルギーの開発を怠つたことは隠れもない事実でございまして、これは先進工業国を初め、エネルギーの開発を怠つたことは隠れもない事実でございまして、これは先進工業国を初め、エネルギー消費国の皆が考え直さなければならぬことだと思っておりまして、産油国が数年前石油の値段を急に上げたことを一方的に非難するような気持ちは、私には毛頭ございません。

それから第二に、しかしこういう状態になりま

した以上、最善を尽くして対応策を講じなければならぬことともまた厳しい現実でございまして、いま仰せのように、われわれはまずこの大事な人類の資源であるエネルギー源を大切にしなければなりません。したがつて、エネルギーの消費節約といたり、生活の運営すべての面におきまして考えなければならぬことだだし、また省エネルギー技術の開発には一層精力的に努力しなければならぬものと考えております。

この二十一人の中には、現国防長官ハロルド・

ブライアン・カリフオーリニア工大の前学長、それか

ら先日までINFCE、国際核燃料サイクル評議會の議長をしておりましたA・チャイズ・ハーバード大学教授、前原子力問題担当國務次官補のJ・

S・ナイ・ハーバード大教授の三人が含まれてお

ります。

結論的に申しますと、この報告書は、プルトニ

ウムの再処理、リサイクルについて、広範な立場

と領域から検討を加えた結果、プルトニウムによ

つて核燃料の経済性や供給確保は改善されない、

に積極的に取り組むとともに、原子力以外の無公害再生可能な新エネルギーの研究開発に努力する事が、先進工業諸国、とりわけ我が國の責務であると思ひます。

また、東京サミットにおいても、以上指摘した

諸点について各国首脳に理解を求め、解決に向

て努力をすべきだと思いますが、いかがでしよう

か。

それから最後にサミットでございますけれども、御指摘のよう、今度の東京サミットにおける議題の中では、何と申しましても時節柄エネルギーが最大の議題、最も緊切な議題になることと想像されるわけでござります。それだけに、この会議をホストいたしておきますが、我が國といたしましては、エネルギー政策につきまして先進国間で実効性のある合意が達成できますように最善の努力をしなければならぬと思っております。すべての問題についてりっぱな答案が必ず用意されるという自信はございませんけれども、その方向に向かつて最善の努力をいたしまして世界の期待にこたえなければならぬと考えております。

○吉田正雄君 第二点は、カーター大統領つまり

はアメリカの原子力政策との関連についてであります。

一九七五年、フォード財團は、公正な立場から

原子力の立場を明らかにすることを計画をし、マ

イターリ研究所に委託をして二十一人の人々によつて核エネルギー政策研究グループを組織し、一年

余りにわたつて調査研究を行つたところ

です。

この二十一人の中には、現国防長官ハロルド・

ブライアン・カリフオーリニア工大の前学長、それか

ら先日までINFCE、国際核燃料サイクル評議會の議長をしておりましたA・チャイズ・ハーバード大学教授、前原子力問題担当國務次官補のJ・

S・ナイ・ハーバード大教授の三人が含まれてお

ります。

結論的に申しますと、この報告書は、プルトニ

ウムの再処理、リサイクルについて、広範な立場

と領域から検討を加えた結果、プルトニウムによ

つて核燃料の経済性や供給確保は改善されない、

以上申し上げたような観点から、省エネルギーが、熱汚染による環境破壊をもたらし、人類の生存に大きな危機を与えていることも明らかであります。

定的な定常成長と再生可能な太陽系エネルギーの許容範囲内でのエネルギー消費しか許されないという認識に立つことが必要であります。今日のエネルギー問題の解決は、基本的には経済の安

定的成長を優先させたエネルギーの大量消費が、エネルギー危機をもたらし、人類の生

増殖炉の経済性は過大評価をされてきた、軽水炉よりも資本コストが高く経済的に現段階で競争できない、その非経済性、再処理によって生ずる新たな廃棄物の処理、管理が実証されていない、核拡散や流通過程における盗難、潜在的な巨大な社会的費用などを考慮して、実験的なものであっても商業用の再処理、リサイクルは国の政策として認めるべきではないと述べておるわけです。

そこで総理にお伺いします。カーター大統領の原子力政策、すなわち高速増殖炉に対する消極的な態度、ブルトニウムの再処理、リサイクルに対する否定的な態度、核拡散防止の方針と、わが国が推進しようとする民営第二再処理工場の建設の施策は合致しないとしても推進をされるおつもりでしょ

以上、私の質問を終わります。

○國務大臣(大平正芳君) カーダー大統領は、御就任以来核不拡散のための政策を進められて、國內的には高速増殖炉の開発計画の変更、商業用再処理の延期などを行われるとともに、国際的には核燃料サイクルの評議を行ふことを提案し、これを受けて INFCE が発足いたしましたことは私もよく承知いたしております。この INFCE におきましては、五十数カ国の参加のもとに検討が進められて、明春には結論を得べく鋭意検討が進められておると承知しております。

わが国としては、核不拡散については米と志を同じゅうするものでありますけれども、核不拡散措置の強化の余り、原子力平和利用が不当に損なわれてはならず、核不拡散と原子力平和利用を両立させるとの立場を強く主張して各國の理解を求めておりまして、INFCE の報告においてもわが国の立場は十分反映されるものと期待しております。

○藤原房雄君 時間も非常に短いので端的にお尋ねいたしますが、いまもある程度触れられたんではけれども、この法案によりまして、わが国も自ら的な核燃料サイクルが確立するということになるわけがありますが、それに伴いまして、いまいろいろお話をございましたアメリカの核不拡散の問題を深めるということになりますけれども、これは日本としては相当な努力をいたしません、これは日本としては相当な努力をいたしませんと、まあINFCIE等の動きを見ますと理解が深まりつあるということも言えますけれども、これは国際的な問題でありますから、各国がやっぱりそういう眼を見るようでなければなりません、主要国はアメリカかもしれませんけれども、こういうことで今後原子力の平和利用、今後またこの法案によりまして再処理の第二工場、現在の東海村にあります七倍からのものを建設するということになりますけれども、国際的には相当な働きかけといいますか、理解を求める動きがなければならない、こういうことに対する総理の認識と今後の国際協力、国際理解を求めるための努力、どういうことをお考えになつていらっしゃるか、まず、その点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(大平正芳君) わが国のエネルギー事情を考えてみると、申すまでもなく、きわめて足の弱い、エネルギーに弱い国でございまして、先ほど吉田さんにお答えいたしましたように、長い間石油の安定供給が確保されましたので、その恵まれた条件の上で経済成長をかなり長い間享受することができたわけでございますが、これに不安が出てまいりうることになつてしまりますと、事態はいよいよ深刻なものを感じるのでございまして、いま石油に代替するエネルギーの開発にいたしましても、新エネルギーの開発にいたしましても、一朝一夕でできるわけではございませんで、まずは、いまの段階におきまして一番信頼性のあるエネルギー源は何としても原子力でなけれ

が非常に重要なことになるわけですが、特に再処理工場におきましては、多くのブルトニウムを初めといたしますものを処理するわけであります。こうしたことから、過日の委員会におきましても私申し上げたんですが、科学技術振興といふものは、またいまの大臣のお話にもございます、エネルギーというのは最大の課題だというようになりますと、まだ研究段階で、実用というのはいろいろな試行錯誤の段階ではないかと、いろいろ議論のあるところだと思いますが、ある部門によりますと、また研究段階で、実用というのはいろいろな試行錯誤の段階ではないかと、いろいろございまして、再処理に対しましてはそういう点の議論が非常に多かつたわけがありますが、過日の経団連におきますお話の中にも、この科学技術振興のために重点的に国の予算を、国民総所得の3%とかいろいろ言われておりますけれども、重点配分をして科学技術の振興、資源のない日本の国が生きる道は科学振興にあるのだということを中心といたしましてのお話があつたようございますが、まあそこの席には総理も御出席なさっていらっしゃつたようありますけれども、やっぱりいまいろいろこのエネルギーの必要性、日本の置かれている現状、これはよくわかるわけであります、その安全確保のためにやはりそれなりの基礎的な研究と実用段階に対する積み重ねというものが非常に重要であり、これに対するものがそぐようなことがあってはなりません。過日の委員会でも科学技術庁長官、現場へ行ってみるとなかなか大変のようだというお話もありまして、これは私も大臣にぜひひとつ来年度の予算にはがんばつてもらいたいというお話を申し上げたんですけれども、総理もぜひひとつ、このエネルギーを重要視するという、最重点だというお話、予算ですべてが解決するということじゃございませんが、研究費、研究に対する予算、こういうものがやっぱり安全性確保をより積み上げていく上において重要な課題ではないかということを痛感をいたしております。これに対する、ひとつ大臣の所

見をお伺いしたいと思うんです。

○国務大臣(大平正芳君) 科学技術関係予算、とりわけエネルギー政策に必要な予算の確保につきましては、前々から大変強い要請が、政府部内からもとよりでございますけれども、経済界からも寄せられておるわけでございます。ことしの予算の編成に当たりまして、そういう強い要請がございますが、政府は御承知のように、予算にシーリング制度をとっておりまして、これ以上当年度の予算よりこの程度を超える概算要求は慎んでもらいたいというようなことをやりましたけれども、科学技術庁に関する限り、そういうことに便法を講じまして所要的な予算を確保した経緯もございました。いろいろな工夫をこらしましてこの要請には最大限こだわなきやならぬと私ども考えておるわけでございます。

ところが、先ほど申し上げましたように、たまたま財政再建に手を染めなきやならぬ厳しい段階が来ておりますので、どのようにそういう環境の中でこの予算を確保してまいりますか、非常に頭をいま痛めておるところでございます。これは各省、国全体の各方面の理解と協力が得られなければなかなかできない相談だと思いますので、この点につきましてもまた御理解を得まして、このエネルギー関係の予算をふやすばかりではなく、ほかを抑えることも御協力をいただかなければなかなかいけない筋道も御理解を承りたいと思います。いすれにいたしますので、御鞭撻を願いたいと思います。

○藤原房雄君 科学技術の振興には伸び率何%はないじゃない。しかも、現在こういう環境の中にあるわけでありますので、その点は總理も十分に御理解いただき、まあしかし、國の予算全体を掌握する立場にありますといまのような御答弁になるかもしれません、戦後は日本が復興するための再建の道は決して誤りでなかつたろうと思いませんが、やっぱりエネルギーというものは産

業の基幹になるわけであります。いま抱えております諸問題解決のためにやっぱり全力を尽くしてもらいたいという意味で申し上げているわけでありますが、エネルギーの重要性を説かれる——いま御答弁ございましたけれども、全体觀の上に立つてしなきやならぬこともあるうかと思いますけれども、ぜひひとつ最重点で進めていくべきだと私は重ねて申し上げておきたい。

当委員会におきましてこの法案に対しまして四十時間近い審議が行われてきて、慎重な審議が重ねられてきたわけですが、この法案が成立いたしましたとしまして、第二再処理工場の運転開始までに十年以上という長い歳月を要するわけあります。この間、核燃料サイクルと核不拡散をめぐる国際会議や日米交渉の動向等も流動的であり、また再処理事業の技術開発面等においても今後検討を要する問題が数多く残されているようあります。本法案の審査を終了するに当たりましたのであります。よって、本法の施行に当たつたのであります。よって、本法の施行に当たつたのは、政府は、再処理工場の運転開始に至るまでの間に、内外の諸情勢の変化等に慎重にかつ柔軟に対処するとともに、再処理工場の建設計画の進捗状況、安全審査の経過並びに結果等を適時当委員会にも報告しつつ事を進めるぐらいの慎重な対応が必要であると考えるのであります。この点について総理の決意のほどをお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 再処理工場の建設等に当たりましては、内外の諸情勢の変化等に慎重かつ柔軟に対応すべきことは御指摘のとおりでございます。政府としては、原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を十分に尊重して対処してまいりたいと思います。また、これに関して国会で御議論いただくことは、第二再処理工場の安全性に対する信頼を高め、国民の理解と協力を得るとい

ます。諸問題解決のためにやつぱり全力を尽くしてもらいたいという意味で申し上げているわけあります。いま御答弁ございましたけれども、全体觀の上に立つてしなきやならぬこともあるうかと思いますけれども、ぜひひとつ最重点で進めていくべきだと私は重ねて申し上げておきたい。

私は重ねて申し上げておきたい。

環境に与えた放射能の影響はどうかということを

をお願いいたしたいと思います。
○秦豊君 総理、おおむね心強い激励の後には必ず反対の意見があるものであります、私はこの立場に立ちます。

一マイルアイランドの事故を新たな契機ととらえたアメリカ側の原子力産業界の動向を見てみますと、教訓の受けとめ方が日本より素早くて非常にタフなんですね、ある意味で言えば。そして全体としては、アメリカの原子力発電の稼働率が、いま私どもの手元の数字では六〇%台に下がっている

ます。そのアメリカ原子力産業界の首脳たちのコメントをいろんな媒体で拝見しますと、こう言っているんですね。アメリカの原子力産業にとっては、原子力発電に対する新たな市民的合意の形成こそが最大の課題でなければならぬと、こういうふうとらえ方です。つまり教訓から学ぼうとしているわけですね。日本の場合には、残念ながら私見によると、この問題はまだこれから始まるところ

は中村先生とも、恐らく大平総理とも違うと思ふますが、日本の原発開発の歴史は確かに欧米に比べれば浅い。歴史は浅い、もろい、基盤も広くない、根も芽くねりっていない。しかし果たして――

果たしてと言う前に、日本の場合には基礎研究と実用化という場合がきれいなサイクルでつながっていて切れ目がないんだと、だから基礎研究をう

んと充実すれば実用化に裨益するんだというあたりまえのグルントは形成されていないという認識を私は古くから持っているんですね、残念ながら。それで一番マクロでどうえた場合には、この

根の浅い日本の原子力産業の歴史、端的に狹義で
とらえれば、原発開発の歴史というものについても、
一番基礎的に埋めるべきであった市民的合意の形

成あるいは社会的合意の形成が、私は言わせねば十全ではなかつたのではないかと私は思つてゐるのですが、総理はどういう御認識でしよう。

○国務大臣(大平正芳君) どこまでコンセンサスが得られておるかという点につきましては、あるいは秦さんと私と見解を異にするかもしませんけれども、政府といたしましては、原子力発電等

の開発に当たりましては、相当精力的にその周辺の住民の方々ばかりでなく、広く国民一般の理解と協力を得るための努力は払ってきたつもりでござりますし、また、安全性の確保につきましても、可能な限りの手当てを講じてまいっております。けれどござりますので、私どもいたしましては、最善を尽くしておるつもりでございますが、なお、これで十分であるとは決して考えていないわけでございまして、今後もこの問題につきましては相当しんばう強く対処していくかなきいかぬと思っております。ただ、こいねがわくは、国民の側においても謙虚にひとつ受けとめていただきでございまして、今後もこの問題につきましては、やがてよりを通じておること自体国民的な啓発には相当のメリットを得ておるのではないかと考えております。

る。隔たりは大きい。これはやむを得ないんですね。なかなかが議員間討論しても距離は埋まらない、しようがない。こういう距離は永田町と政黨間じゃなくて、やはり市民と国会、科学技術庁、電力業界との間にも私はあると思うんですね。そういう議論をいつまでもしていてもようがないが、要するに原子力を選択するかどうかというのはいわば社会的な選択だと思うんですね。だから、リスクは当然なんだからがまんしなさいといふオクターブを余り上げ過ぎると、第一問で申し上げたような合意の形成はおのれの影を踏むようなものだと私は思うんです。リスクはリスクなんだと、それは文明的に繁栄の生活を手にするためにはもう不可避なんだ、フェーゲルなんだといふ言い方は、余りそれと言い過ぎると私は合意の形成ができると思いますが、重ねて總理、いかがでしよう。

合意形成の一つのフレームとしていたいことなんだと思いますが、確かにそういう御指摘のような点は十分配慮をしながら、われわれが合意形成成らぬと思ひます。当たりまして取り上げる政策手段あるいは広報手段といふものにつきましては、御指摘のような点は十分注意してかからなきやならぬと思います。**○秦豊君** それから、もうそろそろ時間のようございますから最後の質問です。

業界を中心にして、恐らくは三菱系列などが非常に能動的に参加することによって新しい民間会社が、株式会社ができるわけです。電気事業運営合会の資料を拝見すると、「一九九〇年」ころからの稼働が予定されています。いわゆる核燃料サイクルの確立であるとか核燃料については自主技術を蓄積するんだということが一種の業界の大義名分になっているわけなんです。ところが、こういうことについて先ほどから同僚委員からも御指摘がありましても、カーター政権になって初期といいまの段階では、やや対日核政策に微妙な変化がきざしていると思います。軟化したと言ふ専

門ジャーナリストもいますし、学者もいらっしゃる。私もややそうではないかと思う。つまり、何か孫悟空のような存在であつた日本の核開発が一

駕馳の手の上を飛び回っているにすぎなかつた日本の原子力産業界全体が、これをやや巨視的に見れば手を飛び出して、ある意味で言えば核自立化路線に日本みずからも方向を転換しつつあるのではないかという危惧を感じざるを得ない。

しかも、今度の再処理なんというのは、西独やアメリカの例を見るまでもなく、そもそもが民営にははじまないという見解をどうしても私はぬぐえないと。やっぱり今度の法案がそういう核自立化を促進する、のめり込むんだと、その大きなステップになるんだという認識を私は持っていますが、最後に総理のお考へを伺つておきたいです。

○国務大臣(大平正芳君) わが国は、原子力基本法の精神に従いまして原子力の開発利用は平和目的に限ることを基本方針としてまいっておりることは御承知のとおりでございます。この法律に基づきまして、平和利用を担保するために原子炉等規制法により厳重な規制を行つております。また、一方、非核三原則を国はとして堅持いたしておりますことも御高承のとおりであります。これらによりましてわが国は再処理も含めまして原子力の平和利用を今後とも貫いてまいる所存でございます。これらによりまして、御指摘のように、核自立化路線といふものに結びつくというものは決してございません。

○委員長(塙出啓典君) 大平総理大臣御退席して他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塙出啓典君) 御異議ないと認めます。されど、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○松前達郎君 私は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法

律案に関し、日本社会党を代表して反対の討論を行います。

原子力の平和利用に関しては、特に原子力発電においてその安全性、放射線による人類への影響などが憂慮されておりますが、一方、わが国のエネルギー需給の予測などから、原子力発電が石油にかわるエネルギー源であるとして開発が推進されているのも事実であります。

しかし、最近における米国スリーマイルアイランの原発事故によって、いま世界各国で原子力開発の見直しや安全性の再検討が行われる傾向が出てきつつあるのも事実でございます。

このような状況のもとに、私たちはいまエネルギー開発の歴史の分岐点に立たされているといつても過言ではありません。強いて言えば、当面のエネルギー事情から、私たちの子孫の生命や生活を担保にして今後さらに原子力開発を强力に進めるべきであるかどうか、また、子孫の繁栄を目指して緊急に他のエネルギー源の開発に全力を注入すべきかであります。この判断はきわめて慎重に、しかも時間をかけ、国民の声や有識者の意見、科学技術の確実な裏づけなしに軽率に行うべきではありません。

今日のわが国の原子力開発の推進は、もっぱら電力事業の立場からの推進が底流として流れているのは否めないのであります。政府は電力エネルギー生産面を強調し、消費面での強力な省エネルギー対策や、原子力に比べはるかにクリーンなエネルギーの開発、さらにはサイクル可能なエネルギーの開発等はその経済性が合わないなどということでおろそかにしているのではないでしょ

うか。

私たちいま、まず第一に直ちに着手すべきは法案に反対せざるを得ないのであります。

して軍事利用の問題があり、わが国が核保有国となる資格を持つことについては、平和利用を原則とするとは言え、各國の注目するところであります。核拡散防止の努力にもかかわらず、核保有国が次々と増加する傾向が見られるのも事実であります。核戦力は大規模な総合的軍事力よりも効果的で経済的で強力な戦略兵器であり、大国のよう膨大な軍事力を持つことができない小さな国でも保有することができるのです。アジアにおいても潜在的核保有国が増加する傾向があり、原子力平和利用に徹するわが国は核拡散防止への責任は重大と言わざるを得ません。

このようなときに本法案が提出されたのでありますけれども、再処理工場が稼働するのは十年以上先のことであるとは言え、慎重に検討が行われるべきだと考えるものであります。

私が本法案に反対する理由の第一は、再処理工場が今後の技術開発に期待する面が多過ぎることや、公開の原則と微妙な関係を持つ企業秘密の問題などから、民間企業が大きな規模の再処理事業を行う時期及び段階ではないという点であります。さらに放射性廃棄物の最終処分の技術的確証が確立されていないこと及び再処理は民間、廃棄物処分は国がやるといった中途半端な点があることなどから、相変わらず責任体制が明確でないという点にあります。

第二の理由は、再処理工場の稼働によって生産される核燃料等の利用計画が、計画はあっても実際に経済的、効果的に十分に利用できるかどうかの確実な見通しがない点と、ブルトニウム等の管理体制についても確たる方針や見通しがないままに出発することであり、国際的なエネルギー戦略との関連において、大規模な再処理事業を一刻を争つて推進する必要はないと考えるからであります。

以上、本法案の持つ問題点を挙げましたけれども、私は、再処理を大規模に民間によって、しかも急いで行うことについて大きな危惧を抱き、本法案に反対せざるを得ないのであります。

○長谷川信君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となつております核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案の一部を改正する法律案の採決に当たり、賛成の討論を行つるものであります。

国内ウランの資源に乏しいわが国において原子力開発利用の円滑な推進を図るために、核燃料の有効利用を図り、自主的な核燃料サイクルを早期に確立することが必須の要件であり、このため、使用済み燃料の再処理工場を早急に整備をする必要があります。

このような観点から、再処理工場の建設には、今後十数年の期間を要することを考え合わせれば、一刻も早く本法案の成立を図る必要があります。

特に、再処理工場の建設には、今後十数年の期間を要することを考え合わせれば、一刻も早く本法案の成立を図る必要があります。

以上述べましたように、わが党は、本法案の有する意義はきわめて大きく、かつ、その成立は緊急を要するものであると考へる次第であり、したがいまして本法案の採決に賛成をするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○藤原房雄君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となつております核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行つものであります。

今日、先進国では、エネルギー資源の確保は重要なことであり、特に国産エネルギー資源に乏しく、また産業構造が、エネルギー多消費型であるわが国にとって、重大かつ困難な課題であります。

また、核燃料サイクルの確立は、核燃料の有効利用上重要な意味を持つものであり、したがつて、わが党としても、再処理工場は、避けて通れ

ないことと認識をしております。しかしながら、現段階においては本法案に対し、反対せざるを得ないのであります。

その第一に、現在、原子力施設に対する不信感が、日本はもとより世界的に、原子力発電の歴史の中で最も高まっているからであります。

アメリカのスリーマイル島原子力発電所の事故は、ようやく定着し始めたかに見えた原子力施設の安全性への信頼感を一挙に吹き飛ばしてしまいました。放射能という特殊な危険物を扱う原子力施設の建設は、国民の合意と協力なしに進むものではありません。いまは、自主・民主・公開の三原則を踏まえながら、原子力施設の事故、故障、トラブルを限りなくゼロに近づける安全運転の実績を積み重ね、国民との対話を重ね、失われた信頼感の回復に全力を擧げるのが最優先の課題ではあります。

その第二は、現在における世界の商業用再処理工場の操業状況がきわめて悪いという点であります。各国の工場は、技術的な問題で操業を停止するものもあり、またほとんどが設計、試運転の段階でストップしている状況であると聞いております。わが国においても、今年二月、動燃再処理施設廃棄処理工場で放射能廃液が施設外に排出されるという事故があるなど、再処理工場の前途に不安を感じないわけにはいかないのであります。

その第三は、再処理工場による環境汚染についてであります。再処理工場からは、気体、液体及び固体廃棄物が放出されますが、これらの廃棄物は、原子力発電所から排出される廃棄物に比べて大量であり、人体に与える影響が憂慮されます。

その第四は、放射性廃棄物、特に高レベル廃棄物の処分の問題であります。この処分の方法についても、地層中への処分の可能性を調査研究するにとどまり、その方向は何を行います。

ら具体的なものはないのが現状であります。

最後に、実際に第二再処理工場が運転を開始するのは十数年先となっているわけでありますが、そこで、何のチェックもなく十数年先の運転を確実に実現するためには、その期間の諸状況の変化、また運転開始までの具体的な計画等、まだどのような型で進めるかも明確であります。

以上の理由によって、本法案に反対をいたすものであります。

これをもって私の討論を終わります。

○中村利次君 私は、民社党を代表して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し賛成の討論を行います。

原子力は、石油代替エネルギーの中心となるべきものであり、昨今の石油をめぐる厳しい情勢を見ると、わが国にとって原子力エネルギーの開発を利用を一層推進する必要があることは明らかであります。

このためには、原子力の開発に対し、安全の確保を大前提としつつ、その位置づけを明確にして確固たる姿勢で臨むとともに、核燃料の有効利用を図り、自主的な核燃料サイクルを早期に確立することが必須の要件であります。

なかんずく、核燃料サイクルのかなめである使用済み燃料の再処理体制を早急に整備することが必要であり、将来の再処理の需要に対応するため、一刻も早く商業規模の第二次再処理工場の建設に着手する時期に至っております。

このように観点から、わが国における自主的な再処理事業体制の確立を図り、かつ、その安全規制を強化充実しようとするこの改正法案は大きな意義を有するものと考え、ここに本法案に賛成をいたします。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する本法律案に対し反対の討論を行います。

去る三月二十八日に発生したアメリカのスリーマイル島原発事故は、「原発は安全」という神話

を根底から覆し、現在の軽水炉発電システムそのものの安全性について根本的な再検討の必要性を提起しました。特にわが国における原子力発電量はアメリカに次いで第二位、平地面積当たりの発電量はアメリカの十四・四倍で、世界の中でも群を抜いた原発過密国となっています。もしもわが国で大きな事故が起つた場合、その被害はばかり知れなものと言えましょう。

このよろしい現状において、事故を防ぎ国民の安

全を守るために大飯原発1号機の運転再開は慎重に検討することを初め、原子力発電の安全性を全面的に見直し、重大事故時の被害評価に基づいた具体的で実効性のある防災計画、地域避難計画を策定し、その体制を確立しなければなりません。そしてアメリカ従属と原子力発電一辺倒の政府のエネルギー政策の抜本的な転換とともに、原子力開発政策、安全審査のやり方との基準、原子力安全委員会のあり方を含む原子力行政の再検討などが強く迫られているのであります。

こうした中で、いま議題に供せられております本改正案は、わが国の原子力発電所において発生する使用済み燃料の再処理事業を民間に行わしめようとするものですが、肝心の再処理技術の研究開発は特にまだその緒についたばかりであります。現在の再処理技術は、ブルトニウム爆弾を製造するための軍事用技術として発展したものであります。

この結果、ブルトニウム溶液蒸発かん事故など、その多くが人身被曝を伴う重大事故を次々に引き起こし、現在、酸回収蒸発かん事故によつて長期の試運転中止の状態にあります。

わが国において再処理技術の確立を図るために

は、もっと慎重に基礎研究から進めいかなければなりません。しかも再処理技術のこのよだん段階で再処理事業を民間に行わせることは、安全上

国民に對して無責任だと言わざるを得ず、これがわが党が本改正案に反対する第一の理由であります。

第二に、そもそも再処理事業は民間企業の枠にはまらないことであります。

再処理過程において原子力発電に伴つて発生する放射能の九九・九%が被覆管の外に出ます。この大量の放射能による環境汚染及び従業員被曝の防止のための安全施設には莫大な費用を要するものであります。

政府と財界がしゃにむに民営による第二再処理工場の建設を断念しないのは放棄した外国の例

も伝えられています。もしも民営による再処理工場が強行されるなら、逆に国民の安全が切り捨てられるに違ひありません。

第三に、高レベル放射性廃棄物の処理処分については、技術未完成であるとともに、本改正案においても、再処理事業者と國の責任に何ら明確な規定を設げず、将来の問題として残すことになつています。国民の安全にとって最も重大な高レベル放射性廃棄物の扱いを法的には空白のまま、政府と財界がしゃにむに民営による第二再処理工場を建設しようとする態度は無謀のきわみと言わなければなりません。

第四は、軍事転用に対する憂慮の問題であります。

政府は、企業秘密の保護を口実として、東海再処理工場についても、また原子力発電所や原子力船「むつ」の事故についても、詳細な情報の公開を済ましてまいりました。また非核三原則についても、政府は昨年十二月の国連総会で核兵器持ち込み禁止決議に、唯一の被爆国でありながら反対の立場に立つたのであります。

このように、現に原子力の平和利用三原則に反する原子力行政、そして国会決議である非核三原則を軽視している政府のもとで、千五百トン規模の再処理工場の建設が進められるということは

わが国に核武装の危険な有力な根拠をつくり出すものと言わざるを得ません。真に安全を優先した原子力の平和利用推進の見地から言えば、再処理民営化は時代逆行であり、むしろ核物質の民有制をやめて国有制に転換するとともに、原子力平和利用三原則を忠実に具体化した民主的な核物質管理制度を確立することこそが急務になっているのです。

以上、指摘した本改正案の持つ重大な問題点として強く反対し、私の討論を終わります。

○柿沢弘治君 私は、新自由クラブを代表して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し賛成の討論を行います。

原子力発電所から出る使用済み核燃料を再処理し、回収されたブルトニウム及びウランを再び核燃料として利用するいわゆる再処理技術を確立し、再処理工場を保有することは、ウラン資源に乏しいわが国が原子力開発利用を自主的かつ効果的に進めていくために必要であると考えます。

わが国における再処理は、動燃事業団の東海再処理施設すでに蓄積された技術と経験を踏まえ、民間の総力を結集して、自主技術の積極的な開発により第二再処理工場の建設を可能とする段階に至っていると思います。

本改正法案は、このよくな時期に当たって、わが国における本格的な再処理事業体制の確立を図り、かつ、その機会に再処理事業に対する安全規制を充実強化しようとするものであります。再処理施設の建設が長期を要する事業であることを考慮すると、わが国におけるエネルギー確保の長期的視点に立って本法案の成立を図るべきものと考えます。

ただ、再処理を中心とする核燃料サイクルの確立に関しては、近年、核不拡散の観点から種々の国際的制約が厳しくなっております。わが国としては、原子力開発についての自主的な立場を貫いていたためにも、政府は国際的な交渉の場でなお

利用三原則を忠実に具体化した民主的な核物質管理制度を確立することこそが急務になっているのです。

以上、指摘した本改正案の持つ重大な問題点として強く反対し、私の討論を終わります。

○柿沢弘治君 私は、新自由クラブを代表して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し賛成の討論を行います。

原子力発電所から出る使用済み核燃料を再処理し、回収されたブルトニウム及びウランを再び核燃料として利用するいわゆる再処理技術を確立し、再処理工場を保有することは、ウラン資源に乏しいわが国が原子力開発利用を自主的かつ効果的に進めていくために必要であると考えます。

わが国における再処理は、動燃事業団の東海再処理施設すでに蓄積された技術と経験を踏まえ、民間の総力を結集して、自主技術の積極的な開発により第二再処理工場の建設を可能とする段階に至っていると思います。

本改正法案は、このよくな時期に当たって、わが国における本格的な再処理事業体制の確立を図り、かつ、その機会に再処理事業に対する安全規制を充実強化しようとするものであります。再処理施設の建設が長期を要する事業であることを考慮すると、わが国におけるエネルギー確保の長期的視点に立って本法案の成立を図るべきものと考えます。

ただ、再処理を中心とする核燃料サイクルの確立に関しては、近年、核不拡散の観点から種々の国際的制約が厳しくなっております。わが国としては、原子力開発についての自主的な立場を貫いていたためにも、政府は国際的な交渉の場でなお

一層の真剣な努力を行う必要があると考えます。

また、最近、西独にその例を見るごとく、再処理、廃棄物処理等のダウンストリームの開発に関し深刻な立地難の問題が生じており、民間再処理工場の立地に当たって地元の理解と協力を得ることができるか否かが決定的な意味を持つに至っています。したがって、政府においてもこれらの問題に対し適切な対策を講ずることが不可欠の前提であります。

さらに、今後核燃料再処理事業を担うことになる関係民間事業者が安全性確保について厳しい責任感を持って今後建設、運営に当たることが必要であることは論をまちません。

わが党としては、政府及び民間事業者がこのようないくつかの対策に最大限の努力を払い、いやしくも国民各層に不安を生じせめることのないよう努めます。

○桑原君 私は、社会民主連合を代表して、本法案に反対の討論をいたします。

總じていま言えることは、日本の原子力発電は、なお実験研究、試行錯誤の段階であって、まだまだ実用を当然とする段階ではないとする一部専門家の意見を私もまた共有了いたします。

たとえば、現実に引き起こされたスリーマイル島の事故におきましても、その最も重要なポイントをなすべきECCS、緊急炉心冷却装置にしてからが、先ほど大平総理に対する質疑でも申し上げたとおり、これまでいかなる意味合いでおいても実験を一度も行っていない——行つていなければ、そもそも核燃料サイクルの確立という重大な一環を担っている再処理を民間の手にゆだねようとする動機がどうしても私には理解できません。再処理という領域自体が、さらに申し上げれば、そもそも民営という業態になじまないものであることを強く申し上げておきたいと思います。

その稼働が一九九〇年であるからとして、その間における技術的進歩にいたずらな幻想を抱くことには全く合理性を持ち得ないものと言わざるを得ません。

以上の二、三の理由により、社会民主連合としては本法案に反対を表明するものであります。

○委員長(塙出啓典君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塙出啓典君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

○委員長(塙出啓典君) 多数と認めます。よつ

さらに、日本の原子力発電は、基本的な国民合意を置き去りにしたままで、既成の事実だけを性急に積み重ね過ぎたのではないでしょうか。十分な検証を踏まえ、豊富な情報と着実な手順を尽くしてあります。

また、さえ確信を抱いてはおりますまい。いま私が引用した二、三の脆弱な基礎の上にあって民間による再処理工場、事業を実現することは、したがって危ういと言わねばなりません。

さらに反対の立場をつけ加えれば、今回の法案の内包するきわめて重大な意味合いとその企図は、自主開発技術の蓄積に名をかりて核自立化路線を目指すものであり、核開発についてのあらゆるフリーハンドの確保をねらう方向であることをまた見逃すことはできません。

そもそも、核燃料サイクルの確立という重大な一環を担っている再処理を民間の手にゆだねようとする動機がどうしても私には理解できません。再処理という領域自体が、さらに申し上げれば、そもそも民営という業態になじまないものであることを強く申し上げておきたいと思います。

その稼働が一九九〇年であるからとして、その間における技術的進歩にいたずらな幻想を抱くことは全く合理性を持ち得ないものと言わざるを得ません。

以上の二、三の理由により、社会民主連合としては本法案に反対を表明するものであります。

○委員長(塙出啓典君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

以下、案文を朗読いたします。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点につ

いて適切な措置を講すべきである。

一、核拡散を防止しつつ原子力の平和利用を推進するとのわが国の基本的立場を国際的に貫くよう最大限の努力を払い、使用済燃料の再処理を中心とした自主的な核燃料サイクルの確立に努めること。

二、いわゆる第二再処理工場の運転開始までには十年以上という長期間を要することにかかる尊重して慎重に対処すること。

三、再処理事業の実施にあたっては安全基準の整備等によって安全の確保に万全の措置を講ずるとともに、再処理工場の運転についても周辺環境への影響等に十分留意して行うこと。

四、再処理工場の建設及び運転のために自主技術の開発を推進し、動力炉・核燃料開発事業団において蓄積された技術と経験を十分活用するとともに、技術者の養成、訓練に努めるこ

とで、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長谷川君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川君。

○長谷川信君 私は、ただいま可決をされました核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、公明党・民社党及び新自由クラブ四党共同提案による附帯決議案を提出をいたします。

以下、案文を朗読いたします。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点につ

いて適切な措置を講すべきである。

一、核拡散を防止しつつ原子力の平和利用を推進するとのわが国の基本的立場を国際的に貫くよう最大限の努力を払い、使用済燃料の再処理を中心とした自主的な核燃料サイクルの確立に努めること。

二、いわゆる第二再処理工場の運転開始までには十年以上という長期間を要することにかかる尊重して慎重に対処すること。

三、再処理事業の実施にあたっては安全基準の整備等によって安全の確保に万全の措置を講ずるとともに、再処理工場の運転についても周辺環境への影響等に十分留意して行うこと。

四、再処理工場の建設及び運転のために自主技術の開発を推進し、動力炉・核燃料開発事業団において蓄積された技術と経験を十分活用するとともに、技術者の養成、訓練に努めるこ

と。

五、再処理工場から発生する放射性廃棄物の処理分の技術に関する研究開発を一層推進す

る」と。

六、再処理事業の実施にあたっては、平和目的に限るとの基本方針を堅持し、国内保障措置の一層の充実を図ること。

右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同のほどをお願いを申し上げます。

○委員長(塙出啓典君) ただいま長谷川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(塙出啓典君) 多数と認めます。よって長谷川君提出の附帯決議案は、多數をもつて本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、科学技術庁長官から発言を求められております。この際発言を許します。金子科学技術庁長官。

○国務大臣(金子岩三君) ただいま、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、慎重御審議の上御可決いただきまして、ありがとうございました。

私どもいたしましては、ただいまの議決をいただきました附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして原子力行政の遂行に全力を尽くしてまいる所存でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(塙出啓典君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(塙出啓典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後二時三十五分散会

昭和五十四年六月十一日印刷

昭和五十四年六月十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局